平成 26 年１月 名古屋港審議会会議録

１　開催日時　　平成 26 年１月 30 日（木）　午前 10 時 30 分～午前 11 時５分

２　開催場所　　アイリス愛知２階　コスモス

３　出席者氏名　（50 音順、敬称略）

会　長　　大　村　秀　章　　（愛知県知事）

青　山　公　平　　（全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長）

荻　原　　茂　　（名古屋港運協会会長）

小和田　　亮　　（港湾空港技術振興会会長）

久　野　浩　平　　（名古屋港管理組合議会議長）

黒　川　節　男　　（名古屋港管理組合議会副議長）

黒　田　達　朗　　（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

小久保　又五郎　　（伊勢三河湾水先区水先人会会長）

白　石　好　孝　　（東海倉庫協会会長）

杉　浦　健　二　　（愛知県環境部長）

髙　橋　治　朗　　（名古屋港利用促進協議会会長）

田　宮　正　道　　（名古屋市住宅都市局長）

野　俣　光　孝　　（中部運輸局長）

長谷川　桂　子　　（弁護士）

平　井　雄　二　　（愛知県建設部長）

宮　島　壽　男　　（知多市長）

宮　部　　基　　（名古屋海運協会会長）

森　本　雷　行　　（全日本海員組合名古屋市部長）

八　木　嘉　幸　　（伊勢湾海難防止協会会長）

八　鍬　　隆　　（中部地方整備局長）

（委任状提出）

井　川　裕　昌　　（名古屋税関長）

岡　谷　篤　一　　（名古屋商工会議所会頭）

久　野　時　男　　（飛島村長）

下　野　哲　裕　　（名古屋港長）

鈴　木　淳　雄　　（東海市長）

瀬　木　吉　治　　（東海地区港湾労働組合連絡協議会事務局長）

鶴　田　利　恵　　（四日市大学経済学部准教授）

西　川　　敏　　（名古屋市環境局長）

嶺　木　昌　行　　（名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長）

村　本　准　一　　（名古屋南部臨海企業連絡協議会会長）

服　部　彰　文　　（弥富市長）

（名古屋港管理組合出席者）

管理者	河　村　たかし
副管理者（専任）	近　藤　隆　之
副管理者（名古屋市副市長）	入　倉　憲　二
副管理者（愛知県副知事）	片　桐　正　博
企画調整室長	錦　見　桂　司
総務部長	森　　俊　裕
港営部長	中　山　武　彦
建設部長	惠飛須　　朗
企画調整室総合調整担当理事	北　山　　斉
企画調整室次長	村　上　耕　一
企画調整室政策推進担当参事	足　立　真　宏
総務部県市政策調整担当参事	横　山　辰　夫

会　　議

［開会の辞］

○司会者・柴垣調整担当課長　　皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから名古屋港審議会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の柴垣と申します。よろしくお願いいたします。

本来ですとご出席の委員皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、お時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちまして、ご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、会議録の作成上、恐れ入りますが、まずお名前をおっしゃっていただきますと幸いでございます。

また、当審議会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、会長からのごあいさつをもちまして、会議に入らせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

［会長あいさつ］

○大村会長　　皆さん、おはようございます。会長を務めております愛知県知事の大村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから名古屋港審議会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご参集を賜りまして、厚く厚くお礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、「名古屋港臨港地区及び分区の変更について」ということでございます。よろしくご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以下、座ってさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、管理者であります河村名古屋市長さんからごあいさつをお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○河村管理者　おはようございます。審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより名古屋港の発展のためにご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成25年の名古屋港の港勢につきましては、総取扱貨物量は２億700万トンと、前年に比べまして２パーセントの増加となり、２年連続で２億トンを超え、12 年連続して全国第１位となる見込みでございます。また、コンテナ取扱個数につきましては、271万TEUと、前年に比べ２パーセントの増加となる見込みでございます。

それと、ここには書いてありませんが、私がしょっちゅう言っとるのは、日本中６兆円超えとるんですけど貿易赤字と、計上は黒字ですけども。その中で名古屋港だけで６兆円の貿易黒字を出しとるという、日本の最大の稼ぎ頭ということでございます。そのお金は一体どこへ行ったんだと、毎年６兆円がですね。これは大量に国債となって東京に流れ込んどるという残念な状況でございまして、それを取り戻さなかんというふうに言っとります。

景気は、企業収益や雇用情勢の改善、個人消費が持ち直し傾向となるなど緩やかに回復しつつありますが、依然として海外景気の下振れが懸念されております。こうした中、本港は、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を含めた国際総合港湾として我が国の経済や産業の成長を牽引する国際産業ハブ港の実現を目指すとともに、民の視点を取り込んだ港湾運営の効率化に取り組むなど、本港のさらなる国際競争力強化に努めているところであります。

一方、本港の防災対策につきましては、さきの東日本大震災の教訓を踏まえ、防災施設の耐震性調査や補強対策などのハード整備に加え、愛知県、所在市村、関係機関と連携、協力しながら、港湾の避難対策などのソフト対策もしっかりと取り組み、防災機能の充実強化を進めてまいります。加えて、人々に親しまれる港づくりにつきましても十分に意を注ぎ、積極的に推進してまいります。

名古屋港水族館では、サンゴ礁大水槽のリニューアル工事を行うなど施設の充実

に努めるとともに、PR 活動を積極的に行い、多くの県民市民の皆様が訪れていただけるよう、地域に愛される水族館として取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、港湾利用者や地域の要請に的確に対応し、中部のものづくり産業と県民市民の皆様の暮らしを支えてまいる所存でございますので、皆様方におかれましては一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日諮問させていただきましたのは、「名古屋港臨港地区及び分区の変更について」でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

以上でございます。

○大村会長　　ありがとうございました。

なお、河村さん、６兆円ちょっと数字が古い。一番最近、数日前に発表されたけど、７兆円超えた。全国が 10 何兆円でしたか、赤字が。

○髙橋委員　　11 兆円。

○大村会長　　11 兆円の赤字なので、赤字が増えた、全国。ところが名古屋港だけで７兆 2,000 億円ぐらいでしたかね、黒字がね。

○髙橋委員　　あれは名古屋税関だから、名古屋だけで５兆 8,000 億。だから、尾鷲から清水までで７兆円。

○大村会長　　ということでございますので、また増えたと。

○河村管理者　　それにふさわしい地位を。「日本港」と名前を変えたほうがええかわからん。

○大村会長　　ということでございまして、ありがとうございました。

［委員出席状況報告］

○大村会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況について報告を願います。

○事務局・柴垣調整担当課長　　それでは、ご報告させていただきます。

委員総数 31 名のうち、本日ご出席いただいております委員 20 名、委任状をいただいております委員 11 名でございますので、合計 31 名の委員がご出席と相なります。

したがいまして、名古屋港審議会条例第７条第２項に定めております委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

［専門部会の議決内容報告］

○大村会長　　ただいまの報告のとおりでございます。

なお、審議に入ります前に、さきの審議会以降、これまで開催されました専門部会の議決内容につきまして、部会長の黒田委員よりご報告を願います。お願いいたします。

○黒田部会長　　部会長を務めさせていただいております名古屋大学の黒田でございます。

名古屋港審議会運営規程第７条第４項の規定によりまして、専門部会の議決内容につきましてご報告申し上げます。

委員の皆様のお手元に「専門部会の議決内容報告」と記しました１表を配付させていただきましたので、ご覧いただければ幸いです。

平成 23 年 12 月に開催されました審議会以降､専門部会は２回開催しております。

第１回目は、平成 24 年 12 月に開催したものでございまして、「名古屋港港湾計画の軽易な変更」並びに「港湾環境整備負担金対象工事の指定」につきまして審議させていただきました。第２回目につきましては、今朝、先ほど開催したものでございまして、「港湾環境整備負担金対象工事の指定」につきまして審議いたしました。

審議の結果、いずれも諮問案を適当と認める旨の議決をいたしました。

なお、その資料につきましては、これもお手元の「専門部会報告資料」と書いてあります封筒の中に入っておりますので、ご覧いただければありがたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

［会議録署名者の指名］

○大村会長　　ただいまご報告のありましたとおりでございます。黒田部会長、ありがとうございました。

続きまして、本日の会議録署名者でございますが、平井委員と宮部委員の２名を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

［審議］

○大村会長　　それでは、審議に入ります。

「名古屋港臨港地区及び分区の変更について」、説明をお願いいたします。

○錦見企画調整室長　　企画調整室長の錦見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の諮問案件であります「名古屋港臨港地区及び分区の変更につい

て（案)」についてご説明させていただきます。

皆様のお手元には「名古屋港臨港地区及び分区の変更について（案)」と記載しました白い冊子をお配りしておりますが、その内容は後ほど触れさせていただき、説明は、変更案に関する内容は、わかりやすくまとめさせていただいております「名古屋港臨港地区及び分区の変更（案）（説明資料)」というカラー刷りの資料がお手元にございますが、これを使ってご説明させていただきたいと思います。また、前方のスクリーンにも説明資料と同様のものを表示しておりますので、ご参照くださいますようにお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

お手元のカラー刷りの資料の表紙を１枚めくっていただきたいと思います。

資料は、左上のスライドの１ページから、右下に４ページという順序になっております。

まず、臨港地区についてご説明いたします。

港湾は、物流の場、生産の場、憩いの場としてだけではなく、都市機能においても重要な地位を占めておりますが、港湾の役割を十分果たすためには、船舶の係留や航行に利用する水域である港湾区域と、これに隣接して物流や生産活動などの港湾活動が行われる陸域とが一体的に利用される必要があります。

臨港地区とは、こうした地域を円滑に管理運営するために港湾区域と一体的に機能すべき陸域として港湾管理者が管理する区域を示すもので、都市計画法に定める地域地区の一つとして、法に基づいて都市計画決定権者が指定するものでございます。

下の図は、愛知県の都市計画区域図をお示しています。

名古屋港はオレンジ色の破線で囲っているあたりに位置しておりますが、名古屋港の都市計画区域は、名古屋市、弥富市、飛島村を含む名古屋都市計画区域と、東海市、知多市を含む知多都市計画区域の二つの都市計画区域に及んでおり、臨港地区の指定はそれぞれの区域の都市計画決定権者が指定をいたします。

次に、分区です。

臨港地区に指定された区域内においては、港湾の多様な機能を発揮させるために、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要があります。このため、港湾法に臨港地区内の分区についての定めがあり、分区とは、港湾内において秩序

ある開発や港湾機能を十分に発揮させるため、建築物やその他の構築物の建設などを規制するもので、法に基づき港湾管理者が指定するものとされています。

４ページをご覧ください。

本港では、分区内の構築物の規制を行うため、名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例を定め、その目的を阻害する建築物などを建設させないよう規制を行っています。

本港においては、港湾法に規定される９種類の分区のうち、表にありますとおり、商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区、修景厚生港区の５種類の分区を指定しており、それぞれ分区の目的に従って構築物の用途を規制しております。

次のページをお開きください。

今回ご審議いただく案件は、中川運河の堀止と中川口において、臨港地区及び分区の指定並びに金城ふ頭において分区の解除をするものです。

それぞれの箇所と内容についてご説明いたします。

まず、名古屋市内の中央部の南北に位置する中川運河の北端、堀止の臨港地区及び分区の指定です。

写真は、現在の堀止の状況です。

本組合では、この堀止北側に隣接する名古屋市が事業主体である大規模再開発エリア、ささしまライブ 24 の開発と連携し、緑色の点線で囲んだ区域に水辺空間を活用した緑地を整備しているところです。

下の図は、現在の臨港地区のエリアをピンク色で、今回新たに指定する臨港地区のエリアを赤色で示したものです。

この赤色で示した 0.8 ヘクタールの港湾区域を埋め立て、緑地を整備、新たに臨港地区として指定するものです。なお、この堀止緑地は、ささしまライブ 24 が概成する平成 28 年度を目標に、現在整備を進めています。

次の９ページをご覧ください。運河南端に位置する中川口です。

写真は、中川口を南方向から見た現在の状況です。

ここでは、静穏な運河風景を生かして行われているレガッタ大会などの観戦も可能な人々が憩える緑地を整備しており、平成 20 年度に完成し、供用しております。

下の図は、先ほどの堀止と同様、現在の臨港地区のエリアと、今回新たに指定する臨港地区のエリアをお示ししたものです。

中川口の緑地では、より水際に近づけることができるよう、赤色で示した港湾区域 0.5 ヘクタールを埋め立て緑地を整備しており、この区域を臨港地区に指定するものです。

なお、新たに指定する臨港地区の分区については、対象とする土地に隣接する土地も含め、中川運河全体が商港区に指定されていることから、一体的な管理を行うため、堀止及び中川口の両地区とも商港区に指定するものです。

この臨港地区及び分区の指定に関する今後のスケジュールでございますが、本日の審議会で答申をいただきました後、臨港地区の指定については、都市計画法に基づき、本組合から都市計画決定権者である名古屋市に対し案の申し出を行い、本年 11 月に予定されている名古屋都市計画審議会に付議、同年 12 月ごろ、名古屋市公報にて臨港地区指定の告示がされる予定です。

また、分区の指定については、名古屋市が行います臨港地区指定の告示にあわせて、本組合公報にて告示する予定としています。

続いて、次のページは、分区の解除を行う金城ふ頭でございます。

写真は、現在の金城ふ頭の状況です。

金城ふ頭のメキシコ大通、南京大路、ロサンゼルス大通という３本の臨港道路に囲まれた中央部には、名古屋市の展示場施設であるポートメッセなごやのほか、日本で初めての国際規格のフットサルアリーナ、大型家具店ファニチャードームなどが立地しています。

今回の変更は、このエリアにおいて、交流拠点開発の一環として、名古屋市が現在進めている大規模な集客施設などの開発に伴い、分区を解除するものです。

図は、金城ふ頭中央部の分区について、変更前後の比較を示したものでございます。

現在の分区は、左の図のとおり、商港区として 9.5 ヘクタール、修景厚生港区として 26.3 ヘクタールを指定しており、今回この商港区、修景厚生港区を合わせて 35.8 ヘクタールの分区を解除するものです。

この分区の解除に関する今後のスケジュールは、本日の審議会での答申をいただきました後、平成 26 年３月に本組合公報において公示を行う予定としています。

審議案件の概要につきましては以上でございますが、改めまして、お手元の白い冊子「名古屋港臨港地区の分区の変更について（案）」についてご紹介をさせていた

だきたいと思います。

表紙及び目次をはねていただきまして、１ページをご覧ください。

はじめにとして、臨港地区及び分区の概要と根拠規定を記載しております。

２ページをお開きください。

臨港地区及び分区の指定として、先ほどご紹介させていただきました内容と重複する部分がございますけれども、中川運河地区の変更の概要、中川運河全体の臨港地区及び分区の変更前、変更後、増減する面積を表と図に記載しております。

次の３ページには、分区を解除する金城ふ頭地区の変更の概要、金城ふ頭全体の臨港地区及び分区別の変更前、変更後、増減する面積を表と図に記載しています。

次の４ページをご覧ください。

これまでご説明した変更について、名古屋港全体の臨港地区面積一覧として、都市計画区域別、分区別に、変更前を上の表に、変更後の面積を下の表に取りまとめたもので、変更後の表のうち変更のあった箇所はアンダーラインを引いてございます。

本港の臨港地区全体の面積は、一番右下のとおり 4,216.1 ヘクタールとなるものでございます。

なお、次のページ以降には、参考資料として、今回の変更に関連する都市計画法及び港湾法の関係条文の抜粋を掲載するとともに、後ろの封筒内には名古屋港臨港地区計画図（案）を添付していますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で名古屋港臨港地区及び分区の変更についての資料の説明を終わらせていただきます。

○大村会長　　ありがとうございました。

ただいま説明のありました本件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。いかがでございますか。

どうぞ。

○小和田委員　　小和田と申します。

臨港地区の指定及び分区の変更に関するただいまのご提案については、基本的に異議ありません。その上で２点ばかり、分区の解除ということに関連してお尋ねしたいと思います。

一つ目は、今回、金城地区の分区指定を解除するわけですけれども、名古屋港全

体を考えましたときに、そうそうあるわけではないと思いますけれども、今後も分区の解除ということがあり得るだろうと、出てくる可能性はあると。そういうことも考えてみますと、この際、分区解除の原則的な考え方みたいなものをお聞かせいただけると大変参考になるというのが１点目でございます。

もう１点は、分区を解除いたしますと、当然のことながら分区条例に基づく構築物の規制というものがなくなるわけでございますが、そうかといって野放しになるわけではないわけでして、いろいろ他の法令による規制等が働くんだろうと想像いたしますけれども、その辺の具体的なこと、他の面での規制ということについて教えてください。

以上です。

○大村会長　　２点どうぞ。

○錦見企画調整室長　　まず１点目、どのような状況になれば分区を解除していくのかというところについて回答させていただきたいと思います。

臨港地区におきましては、秩序ある開発や港湾機能を十分に発揮させるため、私ども港湾管理者である本組合が分区を指定し、建築物などの規制をかけているところでございます。

今回の金城ふ頭のような場合、一定程度、一般的都市機能に立地するということになった場合において、国が定めた運用指針などに基づいて分区を解除していくということをしております。

もう１点、分区を解除することで規制上の問題がないのかというところでございますけれども、当該地区は、名古屋市が並行して策定手続を現在進めております都市計画法に基づく地区計画に基づき、今後、都市側で構築物等の規制を行うこととされております。

また、当該地区は、今後とも、分区は外れますが臨港地区内ということでございますので、本組合といたしましても、港湾法に基づく臨港地区内の行為の届け出などの手続を開発事業者に求めてまいりたいということで規制上の問題をクリアしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小和田委員　　ありがとうございました。

○大村会長　　ありがとうございました。

ほかにご意見、どうぞ髙橋さん。

○髙橋委員　　最初から言っていたんですけれども、金城ふ頭は今でも非常に多くの貨物を扱っている、特に自動車関係が多いものですから、そういう貨物が、今度一般の集客ということで一般のお客さんがいらっしゃると、非常に道路が混雑して事故も起こるんじゃないかということを我々業者として非常に心配しているわけでありますけれども、それについて、金城ふ頭に入るときの橋が二つしかないものですから、その辺の交通規制とか、初めて港にいらっしゃる方に対する指標、標識の問題とかいろいろなことでわかりやすく、そういう大きなトレーラーとバッティングしないような形で交通整理をうまくできるような手段を考えていただきたいということが一つあります。

もう一つは、こういう施設ができるのは結構なことでありますけれども、やっぱり金城ふ頭は非常に今スペースが足らないものですから、そういう不足する土地を、やっぱりこれは最終的に埋め立てをするとかいろいろなことで土地そのものを増やさなきゃいけないわけでありますけれども、稲永、金城を含めて遊休土地をいかにうまく使っていくかということを、特に南海トラフの問題とかいろいろな地震対策もございますから、新しくつくる岸壁は耐震性を持たせてほしいし、またそういうものに対して、将来物流拠点といたしまして、備蓄だとかいろいろなことで県民、この地域の人に対して奉仕できる港という形で、ぜひそういうこともあわせてお考えいただきたい。目の前ではやっぱり土地が足りないということであります。

以上であります。

○大村会長　　どうぞ。

○錦見企画調整室長　　まず１点目の交通対策について、しっかり対応してくださいということでご意見をいただきました。

ご発言のとおり、港湾車両と一般車両の分離というのは非常に重要なことだろうと思っておりまして、その交流拠点開発を推進する名古屋市にもその分は要請させていただき、名古屋市のほうでは一般車両の誘導ルートの設定や周辺道路の改良、それに加えて集約駐車場の整備に向けて取り組んでいただいているところでございます。

これらの交通計画の実現に向けて、私どもといたしましては、名古屋市と連携しながら、警察や港湾関係の皆様方と調整を進めて、渋滞の解消や事故防止に向けて

しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

もう１点、現在の金城の利用状況の中では、物流用地の確保でございますとか懸念されております基幹的な防災拠点の整備ということも話題になっております。その辺のところもしっかり対応していただきたいというお話だと思います。

本組合といたしまして、現在港湾計画の改訂作業を進めております。金城ふ頭においては、完成自動車の輸送機能の拠点化、効率化や物流用地の確保など物流の強化に取り組みたいと思っておりますし、現在国で検討されております基幹的広域防災拠点の位置づけでございますとか、フェリーや大型客船などの対応もあわせてこの地区で検討を進めているところでございます。

本組合といたしましても、港湾計画案を早急に取りまとめて、本審議会でまた今後ご審議をいただけるように積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大村会長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか、ご意見、ご質問。

青山さん、どうぞ。

○青山委員　全港湾の青山と申します。

審議事項については特別異論はなくて、賛成する立場ですが、せっかくの機会なので。

実は名古屋港周辺の環境の問題あるいはコンテナ物流にかかわるところで、今中部運輸局さん始め名古屋港の関係者で取り組んでいる事例について少し紹介し、前進させていただきたい。

と申しますのは、先ほど河村管理者からですね、271 万、日本一の港であって、コンテナ物流についても非常に盛んだという話があったんですが、実は 271 万 TEU のうち輸入のコンテナは恐らく４割ぐらいとしましょう。100 万 TEU のコンテナが海外から荷物を詰めて運ばれてくる。荷物を取り出した後の返却コンテナというのは、本来は利用者が、荷主さんがきちんと清掃してすぐに使える状態でコンテナターミナル、バンプールへ返却するというのが国際的なルールになっておるんですが、残念ながら名古屋港ではその８割程度が水洗いをされて、しかも環境整備といいますか浄化施設、洗浄施設が十分整っていない中で、若干言葉で言いますと垂れ流しの

ような状態があるんです。これはみっともない。東西にはない仕組みが実は名古屋にまだ残っている。こちらは港頭地域だけではなくて、周辺の市町村にも影響があるんです。

何でかということですが、もともとはターミナルの中に洗浄施設があって、返却の空バンはターミナルの洗浄施設で洗うと、必要なものは洗う。費用が発生した場合には荷主さんに請求する、これが国際的な仕組みですが、名古屋はさまざまな事情の中で、ターミナルの外で、例えば運送事業者の駐車場で、ひどいときには港湾道路で、あるいは浄化施設が不十分なバンプールの中でそのまま洗われていると、こんなことがある。

これはいろいろな理由があります。お金がなかなか荷主さんからもらえんという話があったり、あるいはそもそも洗浄施設が足りない、量的に足りない、あるいは余分な水洗いがされちゃっている。いろいろな理由がありますけれども、この問題を解決するために、改善するために中部運輸局の海事振興部、自動車交通部が中心となりまして、整備局の皆さんや港湾管理者の皆さんや港運協会の皆さんや海貨の皆さんや労働組合が一緒になってこの２年間ほど勉強して、どうやって改善するのか、名古屋港の売りのコンテナ物流をきちっとやらないといけない、環境も整備させないといけないということで努力を続けている最中。今年はぜひ何とかこれを改善したい。

そのためには、例えば整備局さんに言わせれば施設をつくってくれやと、新しい洗浄施設を。あるいは、荷主さんに対してはちゃんと費用出してくれやと、そういうようなこととか、あるいは余分な水洗いやめやあと、こういう秩序をきちっとやりなさい。こういういろいろな関係というかいろんな方面から改善のために努力されているんです。これは名古屋港の環境あるいは名古屋港周辺の市町村の環境面からいってもそうですし、コンテナ物流の基本的なありようを正す意味でも何とか改善していただきたい。

コンテナの中身は、いろいろなものが入ってくるんです。粉物があったり、外国からの植物の種が入ってきたり、あるいは危険物、有害物があったりいろいろなものがあるので、きちんとした洗浄施設、浄化施設のあるところで洗う場合には洗う、不必要なもの洗わない、この仕組みをぜひつくりたいということで。

直接付議事項ではないですけれども、名古屋港の関係者がこの２年間うんと努力

をしながら、知恵を出し合って改善に向けて努力しておりますので、関係の委員の皆さんにもぜひ理解していただいて、具体的には費用が発生する場合には国や港湾管理者の計画の中にぜひ取り入れていただきたい。こんなことで、直接かかわりはないかもしれませんけれども、環境面、次のコンテナ物流を本当に重視する、そういう立場からひとつ発言をさせていただきました。

○大村会長　　ありがとうございました。

何かありますか、いいですか。どうぞ。

○錦見企画調整室長　　ご意見ということでお聞きさせていただきます。

お話のとおり、私ども、鍋田ふ頭などではターミナルに隣接している大規模な土地を、空のコンテナの置き場として用意させていただいたりしています。ただ、これまでのターミナルの中では、ターミナルの規模が現在の荷役にマッチしないということで土地、用地が不足して、その背後地の周辺でおっしゃるようなことがあるだろう。

ただ、一義的には、やはりターミナル関係者の方のことではなかろうかというところではご意見としては承っておきます。私どもは用地のほうをしっかり確保できるように今後も対応してまいりたいと思っております。

○大村会長　　大変大事な課題だと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等々も出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

元気よくどうぞ。

［管理者あいさつ］

○河村管理者　　元気よくいうなら、言わんとこうかと思いましたけど。

あおなみ線を私ども有しておりまして、ここに港を走る蒸気機関車というやつが、

なかなかええ雰囲気になりますので、今鋭意検討中でございますけど、ぜひお楽しみにということでございます。

慎重なご審議をいただきまして、心から感謝申し上げます。

今後とも、名古屋港の発展のため、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

［会長閉会あいさつ］

○大村会長　　ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からも一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

本日は、ご熱心な審議を賜りましてまことにありがとうございました。皆様のご協力によりまして適切な答申ができますことを心からお礼申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、名古屋港審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名者	会　　長	大　村　秀　章
	委　　員	平　井　雄　二
	委　　員	宮　部　　基